

各 市 町 村 長 殿  
(保育所等担当課扱い)

青森県健康福祉部こどもみらい課長  
(公 印 省 略)

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の  
徹底について (周知・依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、常日頃から御協力・御尽力をいただき、保育等サービスを継続しておられることに対し、深く感謝申し上げます。

さて、今年1月以降、県内の保育施設等において、クラスターが多く発生しているところですが、感染防止対策として、改めて下記について特に留意してくださるようお願いします。

つきましては、貴管内の保育所、認定こども園、地域型保育事業、特例保育（へき地保育所）、認可外保育施設、児童厚生施設及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）において、感染防止対策の徹底を更に強化するよう、別紙1及び別紙2を配布の上、保育所等に対し再度周知徹底を図ってくださるようお願いします。

記

<保育所等における感染防止対策の留意事項>※ 下線部は前回通知からの変更・追加部分

- (1) 職員・園児について、出勤・登園前に体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、出勤しない・させない、利用を断る・控える取扱いを徹底すること。
- (2) 職員がワクチン接種済みでも、感染する・させるリスクはあること。また、感染した場合、症状が軽く、感染に気付きにくい場合があることに留意すること。
- (3) 適切な換気や湿度調整を実施すること。
- (4) 年長児等マスクの着用が可能な園児には、可能な限りマスク（不織布マスク）を着用させること。
- (5) トイレの後、遊びや食事等の前後などの手洗い・手指消毒を徹底すること。
- (6) タオルやおもちゃ、絵本等の共用を禁止し、物品や施設内外のこまめな消毒を実施すること。
- (7) 「三つの密」の一つでも避けるため、必要なゾーニングを徹底し、遊びや給食、行事等の活動も一斉・合同ではなく、時間差やクラス毎・少人数単位で実施すること。
- (8) 車座やU字になって、密集して大声を上げての合唱やリコーダー演奏等の飛沫が多く飛ぶ活動は控えること。
- (9) 全クラスが密集・密接して集まる朝の会は控えること。
- (10) 午睡時は、互い違いに寝かせるなど、広めの部屋で十分な間隔を確保すること。
- (11) 早番（早朝保育）・遅番（延長保育）時の同部屋での感染例が多いことから、「三つの密」を避け、広めの部屋を利用するなど、感染防止対策を徹底すること。
- (12) 送迎バスの利用時も園児の座る席を特定し、車内換気を行うなど、感染防止対策を徹底すること。
- (13) 必要のない行事は延期・中止し、やむを得ず行事を実施する場合は、基本的な感染防止対策をより一層徹底すること。

担 当：児童施設支援グループ  
電 話：017-734-9302  
FAX：017-734-8091